

文化会館のホール使用料の1/2を助成 ～芸術文化公演再開緊急支援事業について～

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、公共施設の利用について、一定の利用制限をお願いしているところですが、市では、兵庫県と連携し、文化芸術活動の早期再開を支援するため、三木市文化会館大ホール・小ホールを利用して舞台芸能の公演を再開される個人・団体に対して、大ホール・小ホールの使用料の1/2を助成します。

1 支援対象

三木市文化会館の大ホール又は小ホールを利用し、次の(1)～(3)のすべての要件を満たす公演を行う個人または団体

- (1) 実演により表現される舞台芸術（音楽・舞踊・演劇・古典芸能・演芸その他の芸術及び芸能）であること

※映画上映会や講演会、研修会等は対象外

- (2) 12月28日までに実施すること
- (3) 公演実施にあたっては、「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守して実施すること

2 対象経費 前述の公演またはそれに伴う練習に大ホール・小ホールを使用する場合の施設使用料

3 助成額 大ホール・小ホールの施設使用料の1/2

4 申請先 三木市教育委員会教育総務部 文化・スポーツ課

(助成申請書類等は、三木市文化会館で預かることもできます。)

問い合わせ先 三木市教育委員会教育総務部文化・スポーツ課
電話 0794-82-2000 (内線 3555)